別表七㈠付表一一の表中

当初損金算入超過額 （この申告前の別表七(一)「４の計」－「２」） （マイナスの場合は０）	当初損金算入不足額 （この申告前の別表七(一)「２」－「４の計」） （マイナスの場合は０）	他の当初損金算入超過額の合計額 （別表十八「19の計」）	当初損金算入不足額の合計額 （別表十八「20の計」）

を

当初損金算入超過額 （当初申告の別表七(一)「４の計」－「２」）	当初損金算入不足額 （当初申告の別表七(一)「２」－「４の計」）

額

他の当初損金算入超過額の合計額 （別表十八(一)「21の計」）	当初損金算入不足額の合計額 （別表十八(一)「22の計」）

に、

調整損金算入限度額 ⑮－(この申告前の別表七(二)付表一「21の計」)

を

調整損金算入限度額 ⑮－(別表七(二)付表一「21の計」)

に改め、同表の記載要領第三号に次のように加える。

(3)　「当初損金算入超過額（当初申告の別表七(一)「４の計」－「２」）⑼」の欄　法第74条第１項（確定申告）の規定による申告書（(4)において「当初申告書」という。）に添付された別表七(二)付表五「35の計」の金額（既に当該通算法人の法第64条の７第９項の適用事業年度又は他の事業年度について法第64条の５第６項（損益通算）の規定を適用して修正申告書の提出又は更正がされていた場合（第５号(1)において「既に修正申告等があつた場合」という。）には、当該修正申告書又は当該更正に係る国税通則法第28条第２項（更正又は決定の手続）に規定する更正通知書のうち、最も新しいもの（第５号(1)において「直近修正申告書等」という。）に基づき別表七(二)付表五「35の計」の金額として計算される金額。(4)において同じ。）を「当初申告の別表七(一)「２」」に含めて計算すること。

(4)　「当初損金算入不足額（当初申告の別表七(一)「２」－「４の計」）⑽」の欄　当初申告書に添付された別表七(二)付表五「35の計」の金額を「当初申告の別表七(一)「２」」に含めて計算すること。

(5)　「調整損金算入限度額⑮－(別表七(二)付表一「21の計」）⑯」の欄　別表七(二)付表五「37の計」の欄に金額の記載がある場合には、当該金額を「⑮」に含めて計算すること。

別表七㈠付表一一の記載要領第四号中「この申告前の」を削り、同第五号㈡中「は、」の次に「別表七(二)付表一「23の計」の欄に金額の記載がある場合（」を加え、「は「又は⑲」」を「を除く。）には「(8)又は」」に、「ときは「(8)又は」」を「場合には「又は⑲」」に改め、同号㈡を同号㈢とし、同号㈠中「「当初損金算入超過額（この申告前の別表七(一)「４の計」－「２」）（マイナスの場合は０）⑼」」を「「当初損金算入超過額（当初申告の別表七(一)「４の計」－「２」）⑼」」に、「「当初損金算入不足額（この申告前の別表七(一)「２」－「４の計」）（マイナスの場合は０）⑽」」を「「当初損金算入不足額（当初申告の別表七(一)「２」－「４の計」）⑽」」に改め、同号㈠を同号㈡とし、同号に㈠として次のように加える。

(1)　既に修正申告等があつた場合には、直近修正申告書等に基づき別表七(一)「２」及び「４の計」の金額として計算される金額を、それぞれ「当初申告の別表七(一)「２」」及び「当初申告の別表七(一)「４の計」」の金額として、「当初損金算入超過額（当初申告の別表七(一)「４の計」－「２」）⑼」及び「当初損金算入不足額（当初申告の別表七(一)「２」－「４の計」）⑽」の各欄の金額を計算すること。

別表七㈠付表五の表を次のように改める。